

牛、馬、豚、ひつじ(めん羊)、山羊、鶏等を飼育している皆様へ

こんなときどうする?
いざという時に備えて



飼育動物が亡くなった場合。



1

ペット等の飼育動物ですか?

はい

2

牛、馬、豚、ひつじ、山羊ですか?

いいえ

はい

鶏等の場合は…

民間の動物霊園に依頼するか、または地域の清掃部署などに相談してください。

これらの動物は、ペット等の飼育動物であっても、

ご自身の私有地(庭や畠等)に埋却することはできません*1。

死亡獣畜取扱場*1の許可を持つペット霊園や施設等に持ち込み、焼却または埋却をお願いします。

問合せ先

★23区・八王子市・町田市 (☎ 各区市の保健所へ(※環境衛生部署等、区市により担当部署が異なります。))

★多摩地域・島しょ (☎ 03-5320-4413) 保健医療局食品監視課乳肉水産担当

畜産農業の動物の死体は産業廃棄物*2になります。

化製場・死亡獣畜取扱場*1(問合せは上記★)または産業廃棄物処分業者で適切に処分してください。

問合せ先

23区・島しょ (☎ 03-5388-3586) 環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課指導担当

多摩地域(八王子市以外) (☎ 042-528-2694) 東京都多摩環境事務所廃棄物対策課規制指導担当

八王子市 (☎ 042-620-7458) 八王子市環境部廃棄物対策課規制指導担当

【家畜保健衛生所からのお願い】 (☎ 042-588-7171)

・家畜*で鳥インフルエンザや豚熱等の伝染病が疑われる症状を確認しましたら、かかりつけ獣医師または家畜保健衛生所に連絡をお願いします。^{*3}

※ 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥及び七面鳥

・18か月齢以上のめん羊又は山羊が亡くなった場合、届出が必要です。

家畜保健衛生所へご連絡ください。

*1:化製場等に関する法律

*2:廃棄物の処理及び清掃に関する法律

*3:家畜伝染病予防法